

技術提案型

入 札 説 明 書 （別紙－１）

工事名：令和８年度 第３７号 息長小学校長寿命化改良建築工事

◎留意事項

- ・ 当工事は、総合評価競争入札工事です。当工事に競争参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該説明書ならびに当該様式（以下、「別紙－１」といいます。）の記載事項を熟読の上技術提案書を作成し、提出してください。
- ・ 別紙－１には各種様式を作成するに当たっての留意事項が記載されておりますので、遵守の上、技術提案書を作成し、対象となるすべての様式を提出してください。また、各種様式の中にも、〈作成上の注意事項〉が記載されております。**留意事項等が遵守されていない場合、「無効」となります。**
- ・ 各評価項目において、その内容を確認できる資料（証明書など）も併せて提出いただく必要があります。**提出がなかった場合や提出いただいた資料に不備等がある場合は無効となります。**

◎（評価基準）

評価項目、配点、提出様式は下表のとおりとする。

評 価 基 準			
評価の視点	評 価 項 目	配 点	提出様式
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、 【施工上の課題】のうち、4つの 着目点を設定	24.0	3-1 3-2 3-3 3-4
企業の施工能力	企業の実績	2.0	5-1
技術者等の能力	配置予定技術者等の実績 およびCPD	2.0	6-1 6-2
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1.0	7-1
	市内営業所の有無	3.0	7-2
	市内企業の下請活用	2.0	様式4への 入力のみ
	建設キャリアアップシステムの 利用	0.5	
計		34.5点	

◎各参加者において自身の評価点（技術提案を除く）を自己申告していただきます。
評価点自己申告表「様式4」を提出してください。

(1) 着目点に対する技術提案 (24.0 点)

本工事において求める「着目点に対する技術提案」は以下のとおりです。

視 点	着 目 点
目的物の品質	●仮設校舎の教育環境対策について 児童および教職員の仮設校舎での学校生活において、良好な静粛性、室温環境を提供するため、仮設校舎およびその設備に対して利便性や快適性を高める具体的な提案を求める。 (参考：着目点設定の背景) 仮設校舎はその性質上、構造上の仕様が制限されることが多く、校舎の遮音性能や断熱性能および雨風対策に限界があり、長期間の使用となるため児童および教職員への配慮が必要となる。
施工上の課題 (1)	●周辺環境への影響対策について 施工箇所の北側は狭い市道を挟んで養護施設に面しており、施設の利用に支障が出ないよう工事施工に係る騒音、振動、臭気、粉塵等について発生する工程を特定して、その対策の具体的な提案を求める。 (参考：着目点設定の背景) 施工箇所の北側は狭い市道を挟んで養護施設に面しており、利用者の園庭での日光浴や施設内で窓を解放した状態での昼寝等の施設利用がされており、施設利用者に対する配慮が必要である。
施工上の課題 (2)	●関係車両および利用者の通行対策について (1) 1 つ目の工事用の進入路については、施工箇所の北側にある市道の進入路利用がある。この進入路に係る通行環境の確保と安全対策に係る提案を求める。 (参考：着目点設定の背景) 施工箇所の北側にある養護施設は、工事用進入路となる市道を利用して朝と夕の利用者児童の送迎が実施されており、送迎はもとより施設利用者等の一般車の通行に支障を及ぼしてはならない。
施工上の課題 (3)	●関係車両および利用者の通行対策について (2) 2 つ目の工事用の進入路については、グラウンドを仮設駐車場および一時施工ヤードとして使用した時のグラウンド内の進入路利用がある。このグラウンドに係る通行環境の確保と安全対策に係る提案を求める。 (参考：着目点設定の背景) 仮設駐車場として鉄板布設 8 1 0 m² を設計計上しているが、グラウンドおよび連絡する県道については、工事の進捗に合わせた第三者 (児童、教職員、保護者等) の安全な動線計画、グラウンドの砂の流出対策および連絡道路の環境対策に配慮する必要がある

■評価の方法は以下のとおりです。

- ・着目点に対する【対策】の提案は、「着目点に対する技術提案」(様式 3-1、3-2、3-3、3-4)においてそれぞれ最大で 2 つまで提案可能とします。
- ・各【対策】について「優」「良」「可 (採用)」の 3 段階で評価を行い、「優」を 3、「良」を 1.5、「可」を 0 として換算し、その換算値に基づき以下の加算点を評価項目毎 (着目点毎) に加算します。

■評価項目における加算点の内訳

○5段階評価

1つの「着目点に対する技術提案」の各【対策】の評価	加算点
換算値4以上の場合（「優」2つ）	6.0
換算値3の場合（「優」1つ「良」1つ）	4.5
換算値2の場合（「優」1つ、または「良」2つ）	3.0
換算値1の場合（「良」1つ）	1.5
換算値0の場合（「優」「良」共にない）	0

以下に「着目点に対する技術提案」を作成していただくにあたっての＜※作成上の留意事項＞を記載しますので、熟読の上で「着目点に対する技術提案」を作成してください。

＜※作成上の留意事項＞

●「着目点に対する技術提案」の内容については加算点評価の有無に関わらず契約条件となり、履行していただくこととなります。また、履行確認方法は、「着目点に対する技術提案」の【対策】に記載された内容を基に契約締結後に監督職員と協議の上決定し、着手から完了までその履行状況を確認します。なお、「着目点に対する技術提案」の内容が履行されなかった場合は、工事成績評価において減点措置を行うこととしますので、そのことを十分に留意の上、「着目点に対する技術提案」を行ってください。

なお、減点措置の内容については巻末に記載します。

●「着目点に対する技術提案」の未提出者および白紙提出者は、当工事にかかる「着目点に対する技術提案」の内容が適正でないものと判断し、欠格（無効）として取り扱います。ただし、「着目点に対する技術提案」＜参考資料＞については、この限りではありません。また、それ以外にも以下のような場合には欠格（無効）として取り扱う場合があります。

- ・「着目点に対する技術提案」に商号または名称や工事名が記載されていない、または誤って記載されているなどにより、提案者が特定できない場合。
- ・法令に違反する提案の場合。（なお、欠格（無効）としない場合であっても、その「着目点に対する技術提案」は不採用とします。）
- ・発注者が求める着目点と無関係な「着目点に対する技術提案」の場合。

●技術提案は、求める視点に関する着目点について、所定の様式に【対策】および【効果】を記述してください。（【効果】は、各【対策】の効果とあわせて技術提案の総合的な効果を記述してください。記述方法は自由です。）

●1つの着目点に対して最大2つの【対策】まで提案できることとします。1つの【対策】欄には、簡潔（全角40文字以内）に1つの具体的な【対策】を記述してください。その他、以下の点にご留意ください。

- ・1つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する評価は行いません。なお、この場合も【対策】の履行は求めることとなります。
- ・様式を変更して3つ以上の【対策】の記入があった場合、当該着目点にかかる技術提案の加算点は0点とします。この場合も「着目点に対する技術提案」に記載された【対策】の履行は求めることとなります。
- ・同種や類似の【対策】は、それぞれを1つの【対策】として記載してください。
- ・【対策】には、「概要」欄に対策内容に応じて規模や施工範囲、頻度等を記述してください。記述がない場合は、評価ができず加算点評価の対象とならない場合があります。
- ・「履行確認方法」欄では、「着目点に対する技術提案」の履行状況を受発注者間で確認する際の方

法について提案を求めます。「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合は後述のとおり「**不採用**」とします。（受注時は、この内容を基に受発注者間で履行確認方法を決定することとします。）

●「着目点に対する技術提案」に前提条件がある場合（「〇〇が生じた場合」や「〇〇が可能な場合」などの記載がある場合）は、加算点評価の対象としませんので注意してください。（「不採用」とはしませんので、履行は求めることとなります。）

●当該工事における「着目点に対する技術提案」は、**A 4 用紙片面 1 枚（1 ページ）**で所定の様式（様式 3-1、3-2、3-3、3-4）内に記述してください。なお、「着目点に対する技術提案」が2 ページ以上提出された場合は、最初の 1 ページの記述内容についてのみ評価を行い、2 ページ目以降の記述内容については評価しません。（様式の変更は行わないようにしてください。）

また、評価については、「着目点に対する技術提案」（様式 3-1、3-2、3-3、3-4）に記載された内容で評価するものとし、添付された<参考資料>については、評価の対象外とします。

●現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の対策については、評価の対象外とします。

●「着目点に対する技術提案」を補完・説明するための参考資料としてパンフレット以外の図表や写真等を添付する場合は、**A 4 用紙片面 1 枚（1 ページ）**で所定の様式（様式 3-1、3-2、3-3、3-4 <参考資料>）内に収めて記述の上、提出してください。なお、「参考資料」が2 ページ以上提出された場合は、最初の 1 ページの記述内容についてのみ参考とし、2 ページ目以降の記述内容については参考としません。（様式の変更は行わないようにしてください。）ただし、評価については「着目点に対する技術提案」（様式 3-1、3-2、3-3、3-4）に記載された内容で評価するものとし、添付された「着目点に対する技術提案」<参考資料>については、あくまで「着目点に対する技術提案」を補完説明する資料であり、その内容でもって評価の対象とはしませんのでご注意ください。

●「着目点に対する技術提案」に記載した資材や機種、工法等を説明するために必要なカタログ・パンフレット（当該工事に特定されるものでなく、汎用性のあるものに限る。）については、補足資料として最低限の提出を認めます。

●以下のような【対策】は、「**不採用**」とする場合があります。

- ・発注者が目的物に要求する性能以上の過大・過剰な【対策】（いわゆる“オーバースペック”）。
- ・発注者が設計図書に示した工事目的物の寸法、規格、仕様等を変える【対策】。
- ・法令に違反する【対策】（ただし、内容によっては「無効」とする場合があります。）
- ・提案内容の履行に法令上の手続が必要で、その見通しが明確でない【対策】。
- ・提案内容の履行に関係機関との協議が必要で、その見通しが明確でない【対策】。
- ・様式内で「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合。
- ・その他、効果が不明瞭な提案など。

●その他、各様式内に<作成上の注意事項>が記載されていますので、これに基づき技術提案書を作成してください。なお、この<作成上の注意事項>が遵守されていない場合は、当該着目点にかかる技術提案書の加算点は0点となる場合があります。

（2）企業の実績（2.0 点）

平成23年5月24日以降、公告日までに引渡しが完了した発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、その企業が契約した実績工事（単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない。））の「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※1）が発注した工事（工事成績評定通知対象工事に限る。）とする。評価対象発注機関が発注した工事の施工実績でない場合には「施工実績に対する工事成績なし」として評価する。

実績工事は工事実績情報システム（CORINS）に登録され、求める施工実績の内容を確認することができるものに限る。CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、CORINSの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）の提出を認める。（求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。）また、実績工事の「工事成績評定通知の写し」の提出を求める。

「企業の実績」として求める 実績工事	最終請負額3億円以上の建築一式工事（建物の建築が主体の工事に限る）
-----------------------	-----------------------------------

●企業の実績

区 分（企業の施工実績における工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評定「60点未満」、成績なし	0
	工事成績評定「60点以上、75点未満」	0.5
	工事成績評定「75点以上、80点未満」	1.0
	工事成績評定「80点以上、85点未満」	1.5
	工事成績評定「85点以上」	2.0

（※1）評価対象発注機関は、国、地方公共団体および準ずる機関とする。

（※2）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの）

（3）配置予定技術者等の実績およびCPD（2.0点）

①配置予定技術者等の実績（1.0点）

平成23年5月24日以降、公告日までに引渡しが完了した実績工事において、今回の工事の配置予定技術者または配置予定の現場代理人（以下、配置予定技術者等）がその実績工事に主任技術者、監理技術者または現場代理人（※1）として単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない。）での契約において従事した工事の「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

「実績工事に現場代理人（※1）で従事した」として申請する場合は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

今回の工事に配置予定の現場代理人（配置予定技術者は別の者）として申請する場合は、今回の発注工事業種に適応した監理技術者または主任技術者の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※2）が発注した工事（工事成績評定通知対象工事に限る。）とする。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、配置する可能性のある配置予定技術者等を複数名申請することができるが、その場合、申請のあった配置予定技術者等毎に、「配置予定技術者等の実績」「配置予定技術者等のCPD」の評価点を合計し、その合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

実績工事は工事実績情報システム（CORINS）に登録され、求める施工実績の内容を確認することができるものに関し、実績工事の工期すべてに従事していた場合に限定する。（途中交代していた場合は不可。）CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確

認できない場合は、CORINSの補足資料として実績が確認できる他の資料（※3）の提出を求める。（求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。）

なお、評価の対象とするのは、本申請企業における実績のみとする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績	最終請負額 1 億円以上の建築一式工事（建物の建築が主体の工事に限る）
-----------------------	-------------------------------------

●配置予定技術者等の実績

区 分（配置予定技術者等の実績工事における工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評定「60 点未満」、成績なし	0
	工事成績評定「60 点以上、75 点未満」	0.3
	工事成績評定「75 点以上、80 点未満」	0.5
	工事成績評定「80 点以上、85 点未満」	0.7
	工事成績評定「85 点以上」	1.0

（※1）実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限る（主任技術者は不可）

（※2）評価対象発注機関：

・評価対象発注機関は、国、地方公共団体および準ずる機関とする。

（※3）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの）

②配置予定技術者等のCPD（1.0点）

配置予定技術者等（今回の工事の配置予定技術者または配置予定の現場代理人）に係る継続教育（CPD）の取り組み状況について評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

また、配置予定の現場代理人（配置予定技術者は別の者）で申請される場合は、発注工事業種に適応した監理技術者または主任技術者の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が令和7年10月1日以降から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。評価対象を証明する資料として、各団体が発行する証明書の写しの提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、配置する可能性のある配置予定技術者等を複数名申請することができるが、その場合は、「配置予定技術者等の実績」、「配置予定技術者等のCPD」の評価点を合計し、その合計が最も評価点の低い配置予定技術者等で評価する。

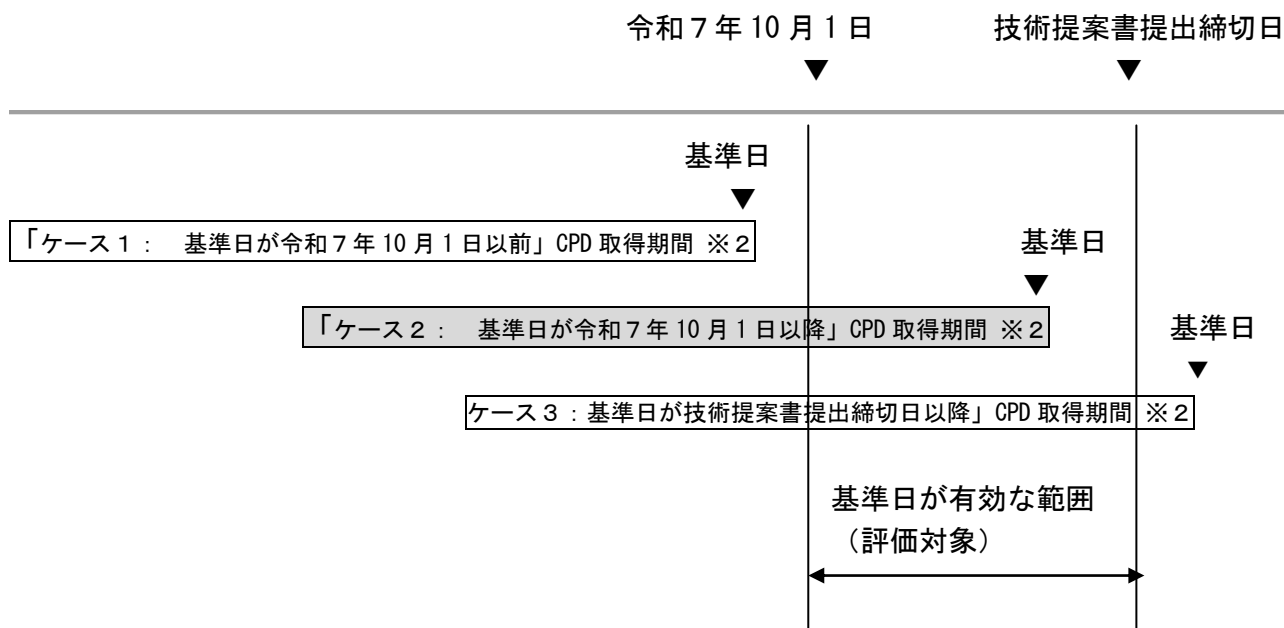
区 分（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の推奨単位数以上の証明なし	0
各団体の推奨単位数以上の証明あり（必要な水準）	1.0

団体名	評価対象	評価点	
建築 CPD 運営会議加入団体	必要な水準	6 単位／年	1.0 点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

配置予定技術者等のCPDの評価※1の考え方

「基準日」は、申請するCPD取得期間の最終の日とします。



※1 技術者CPDの確認は、各団体が発行する証明書のみで行う。（個別の研修会等の受講証明書による申請は不可）

※2 「CPD取得期間」は、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間をいう。

※3 「基準日」が技術提案書提出締切日以降の証明書は評価対象外とする。

（4）防災協定の締結（1.0点）

当該工事の入札公告時点において米原市や滋賀県との防災協定（※1）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与えます。また、それを確認できる資料として以下の①または②のいずれか一方の提出を求めます。

＜協定締結を確認できる資料＞

- ①各種協定締結団体が入札参加者に発行する「証明書」（協定締結団体による押印があるもの）
- ②協定書の写し、および、公告時点において入札参加者が当団体の会員として在籍していることが確認できる資料

区 分（防災協定の締結）	評価点
米原市および県との防災協定の締結 なし	0
米原市または県のいずれかと防災協定の締結 あり	0.5
米原市および県の両方に防災協定の締結 あり	1.0

＜評価の対象とする防災協定＞

（※1）・米原市、滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁も含む）と締結している協定を評価の対象とする。

- ・「県との防災協定」は、滋賀県、滋賀県企業庁および滋賀県道路公社との防災協定（防災に関する覚え書き等）とします。
- ・協定締結を証する書面として、その協定締結団体が発行する証明書（写）の提出を求めます。

（参考）米原市との主な防災協定の名称および締結団体（Ｒ８年３月現在）

- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定 : (社) 滋賀県建設業協会長浜支部 (H19. 3. 30)
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定 : 米原市建設組合 (H19. 10. 11)
- ◇災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定 : 滋賀県電気工事工業組合 (H20. 10. 31)
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定 : 米原市管工事組合 (H23. 8. 24)
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定 : 米原市商工会 (H23. 8. 24)

（参考）滋賀県との主な防災協定の名称および締結団体（Ｒ３年９月現在）

- ◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 : (一社) プレハブ建築協会 (H8. 3. 25)
- ◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 : (一社) 全国木造建設事業協会 (H8. 3. 25)
- ◇災害時における市外廃棄物の処理等に関する協定書 : (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 (H25. 8. 27)
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書 : (一社) 滋賀県建設業協会 (H8. 3. 29)
- ◇災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定
: (一社) 滋賀県建設業協会各支部 (H26. 3. 11)
- ◇災害時における水道施設の応急普及の応援協定 : (一社) 滋賀県管工事業協同組合連合会 (H19. 3. 27)
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定 : (一社) 滋賀県電業協会 (H20. 3. 11)
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定 : (一社) 滋賀県電気工事工業組合 (H24. 3. 13)
- ◇地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定
: (一社) 滋賀県下水道管路維持協会 (H20. 3. 25)
- ◇自然災害における下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定 : (一社) 日本下水道施設業協会 (H20. 3. 25)
- ◇災害時における応急救護活動への応援に関する協定 : (社) 滋賀県造園協会 (H20. 5. 7)
- ◇緊急事態発生時における琵琶湖大橋の通行規制の応援に関する協定
: 県内企業 1 社 (H26. 4. 1) ・ ・ ・ (滋賀県道路公社)
- ◇無償団体救援協定 (災害一般廃棄物の収集運搬)
: 滋賀県環境整備事業協同組合 (H16. 1. 19)、湖北環境協同組合 (H16. 1. 19)
- ◇災害時における応急活動への応援に関する協定書 : 有限責任中間法人 滋賀県道路建設協会 (H19. 3. 27)
- ◇漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書 : 県内企業 19 社 (R3. 5. 1) (滋賀県企業庁)
- ◇災害時における調査等の相互協力に関する協定書 : (公社) 土木学会 関西支部 (H27. 2. 6)
- ◇災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書 : (一社) 日本建設業連合会関西支部
H29. 2. 20)
- ◇災害時における機械設備の応急復旧に関する協定書 : (一社) 滋賀県空調衛生設備工業会 H29. 11. 1)
- ◇災害時等におけるクレーン等の供給に関する協定 : (一社) 全国クレーン建設業協会 滋賀支部 R2. 3. 17)

(5) 市内営業所の有無 (3.0 点)

入札公告日における「市内営業所の有無」について評価を行い、以下の評価点を加算点として与えます。なお、ここでいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいいます。

「米原市建設工事等入札参加有資格者名簿」に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合は、「建設業許可証明（確認）書（これにより、営業所の名称や対応許可業種を確認します。）」および当該営業所の所在地が市内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）の提出を求めます。

区 分（県内営業所の有無）	評 価 点
営業所が米原市内にない。	0
「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が米原市内にある。（※）	1.0
「主たる営業所（本社・本店）」が米原市内にある。	3.0

※ 工事の競争参加資格要件とする対応許可業種を有する場合を加算点評価の対象とする。また、当該営業所が入札参加営業所かどうかは問わない。

(6) 市内企業の下請活用 (2.0 点)

地域に貢献し、地域を支える建設産業の育成のため、発注工事における下請業者に、市内企業を活用することを評価します。具体的には、次の①、②のいずれかを満たす場合に評価します。

- ① 元請企業が下請企業を活用する場合、一次下請負契約額全体のうち、市内に主たる営業所を有する企業への下請負契約額の割合が 20%以上を予定している場合
- ② 市内に主たる営業所を有する元請企業が、請負金額の 40%以上を直営で執行することを予定している場合

工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認します。

また、工事完了時に下請負契約の確認を行います。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行います。

区 分（市内企業の下請活用の有無）	評価点
市内企業の下請活用 なし	0
市内企業の下請活用 あり（上記①また②の実施）	2.0

(7) 建設キャリアアップシステムの利用 (0.5 点)

建設技能者の適切な能力評価と処遇改善、現場管理の効率化を図るため、監理技術者等および現場代理人を除く3名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを継続利用する場合に評価する。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととする。

なお、建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とする。

「3名以上の建設技能者が利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点では不要とする。

契約後、監督員により事業者登録および建設技能者3名以上の利用を確認する。工事完了までに事業者登録および3名以上の建設技能者の利用が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
3名以上の建設技能者が継続利用しない。	0
3名以上の建設技能者が継続利用する。	0.5

総合評価方式における技術提案の不履行にかかる工事成績評定の取扱いについて

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じ下表の減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、着目点に対する技術提案、市内企業の下請活用の有無、建設キャリアアップシステムの利用の有無とする。

履 行 率	減点係数(α)
50%未満	1. 0
50%以上 75%未満	0. 6
75%以上 90%未満	0. 3
90%以上 100%未満	0. 1

- ・ 市内企業の下請活用における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった市内企業の下請活用＞

技術提案書で市内企業の下請活用を申請したが、施工体制台帳や建設工事下請人報告書で加算対象となる条件を満たしていない場合、および、現場での施工体制点検を通じて申請した市内企業の下請活用が満たされていないことを確認した場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。

＜加算点評価の対象とならなかった市内企業の下請活用＞

減点の対象とはしない。

- ・ 建設キャリアアップシステムの利用における減点係数（ α ）は「1.0」とする。

2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定（「法令遵守等」）において減点する。

● （各着目点の不履行による減点数）＝ $\alpha \times \beta \times 3$

α ：減点係数

β ：受注者の各着目点の加算点数（ただし、技術提案において加算点評価されなかった内容については $\beta = 0.2$ とする。）

● （工事成績評定における減点数）＝（各着目点の不履行による減点数）の総和

※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。また、「市内企業の下請活用」、「建設キャリアアップシステムの利用」については評価項目単位とする。

3. 履行確認方法については、以下のとおり。

- （1）技術提案の履行確認のとりまとめについては、（別紙）「技術提案の履行確認書」の提出による。
- （2）工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とともに提出する。
- （3）受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算し、監督職員へ提出することとする。
- （4）計算結果については、受発注者の両方で確認を行う。